

令和7年度 保育所入所児童募集のお知らせ

募集受付期間

11月5日(火) ~ 12月6日(金)

令和7年度の保育所入所児童募集について、「入所申込(給付認定申請)」の受付を行います。

令和7年4月以降、新規に保育所利用を希望される方や令和7年度の年度途中から利用を希望される方は、期間内にお申し込みください。(転園を希望される方を含みます。)

なお、町外の幼稚園などへの入所を希望される方は、町民課にご相談ください。

申込用紙・案内冊子配布場所

- ・ 各保育所
 - ・ 町民課
 - ・ 船岡住民課
 - ・ 八東住民課
 - ・ 子育て支援センター
 - ・ 郡家保健センター
 - ・ 男女共同参画センター (八東保健センター)
- ※八頭町ホームページにも掲載します。

申込受付場所(申請書等提出先)

入所希望の保育所または町民課

入所要件や保育料など、詳細は配布する案内冊子をご確認ください。

町内保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
郡家東保育所	稲荷167	72-5000
郡家保育所	郡家71-1	72-3123
国中保育所	石田百井3-2	72-3137
船岡保育所	坂田30	72-6400
八東保育所	安井宿1346	84-6425

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

☆特別保育事業などの内容☆

🕒 延長保育

保護者の就労形態により、平日の標準時間保育終了後(午後6時以降)から午後7時まで延長して保育を行います。

📅 土曜午後保育

保護者の就労形態により、土曜日の通常保育時間終了後(午前11時30分以降)から午後6時まで延長して保育を行います。(弁当が必要です。)

👤 障がい児保育

集団生活が可能で、心身に障がいをお持ちの児童を保育所で受け入れ、他の児童とともに集団保育を行います。

🏠 病後児保育

病気の回復期にあるものの、他の児童との集団生活が困難な時期において、児童を病後児保育室で預かります。

👨‍👩‍👧 特別利用保育

3歳以上児で保育の必要性のない子ども(=1号認定子ども)が、保育所から受けることのできる保育です。4月1日時点で3歳以上の児童のうち、保育の必要性のない児童を対象に、特別利用保育を行います。(実施時間は、平日の午前8時30分から午後3時までです。)

「リフィル処方箋」をご存じですか？

●リフィル処方箋とは

リフィル処方箋は、症状が安定している患者さんが、医師の判断のもとで、同じ薬を最大3回まで繰り返し受け取れる処方箋です。ただし、向精神薬や湿布薬など、投薬量に制限のある医薬品には使用できません。

このリフィル処方箋を利用することで、医療機関への受診回数や通院の負担を減らし、医療費の節約にもつながることが期待されます。ご興味がある方は、かかりつけ医にご相談ください。

●リフィル処方箋の使い方

1 回目の調剤 通常の処方箋と同じように、処方された日から4日以内に薬局で薬を受け取ります。調剤後、薬局からリフィル処方箋の原本が返されますので、紛失しないように保管してください。

2 回目以降の調剤 リフィル処方箋に記載された調剤予定日の前後7日以内に、薬局で再度調剤を受けます。このとき、医療機関への受診は不要です。もし服用中に気になることや症状の変化があった場合は、薬剤師に相談し、必要に応じて医療機関の受診をおすすめします。

同じ薬局で調剤を受けることにより継続的な薬学的管理指導につながります。



問い合わせ 町民課 ☎76-0205

11月25日～12月1日は、「犯罪被害者週間」です

国では毎年、「犯罪被害者等基本法」成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」と定めています。被害にあわれた方は直接的な被害だけでなく、経済的・精神的な苦しみを抱えることが多く、周囲の支えが大きな力となります。この機会に被害者やご家族の気持ちに寄り添い、私たちにできる支援を考えてみましょう。

犯罪被害者への支援制度

■ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や、重傷病や障がいを負った被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」

■ 警察による公費支出制度

性被害や身体的被害にあわれた方の、診断書料や初診料などを公費で負担します。また、精神的な被害を軽減・回復するため、精神科や心療内科を受診する際の初診料や再診料、臨床心理士によるカウンセリング費用も支援対象となります。

各種相談窓口

- ◇警察総合相談窓口 # 9110
- ◇性犯罪 110 番 # 8103 (ハートさん)
- ◇支援制度など 郡家警察署 ☎72-0110

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

「リンピアいなば」 一般開放デーのお知らせ

可燃物処理施設「リンピアいなば」では、施設を自由に見学できる「一般開放デー」を開催します。ごみ処理の流れや分別、そしてごみの減量について、楽しく学べるイベントです。

ぜひご家族やお友達と一緒にご参加ください！

日時 11月9日(土) 10:00～15:00

場所 リンピアいなば
(鳥取市河原町山手925番地)

主なイベント内容

- 施設内の自由見学
- コンシェルジュによる見学ツアー
- 来場者プレゼント (お一人様1つまで)
- エコ工作体験、キッチンカーの出店など



コンシェルジュ見学ツアー



エコ工作

国民年金保険料の 社会保険料控除について

令和6年中に支払った国民年金保険料は、所得税や住民税の「社会保険料控除」として、課税所得から全額控除されます。支払った保険料が、過去の年度分や追納したもので、その年に納めた分であれば控除の対象となります。

また、ご家族(配偶者やお子様等)の国民年金保険料を代わりに支払った場合も、その分も含めて控除が受けられます。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、支払ったことを証明する書類が必要です。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、大切に保管してください。この証明書は、電子申告(e-Tax)でも利用できる電子版の発行も行っています。

詳細については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

対象者	送付時期
①令和6年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	10月下旬～11月上旬
②令和6年10月1日～12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和7年2月上旬